

三重県立総合医療センター医薬品調達業務仕様書

1. 業務名

地方独立行政法人三重県立総合医療センター医薬品調達業務

2. 業務の目的

当院に流通する医薬品について、正確で安定した医薬品を確保するとともに、薬品費の経費削減をはかり、当院事業の円滑な実施を目的とする。

3. 調達品目

内服、外用、注射、造影剤、消毒剤、ワクチン及びその他薬剤部で取り扱う医薬品

※麻薬および一部当院で指定する医薬品（特定ディーラーのみ取扱可能医薬品・薬価なし医薬品など）は今回の調達から除くものとする

※今回のプロポーザルでは、メーカー毎で納入権利の選定を実施します。

令和2年1月～12月の実績は別紙③「医薬品購入品目一覧」のとおり

4. 契約単価

令和3年度4月～9月度の契約単価については、提案値引率を反映した価格を令和3年度上期の仮単価として仮契約を実施し、令和3年9月までに見積徴収のうえ、令和3年度上期の最終単価を決定する。

最終契約単価決定までは、仮単価での支払いとし、最終価格決定後は、期首若しくは、前回妥結後から遡及値引きを実施すること。

なお、令和3年9月末までに最終価格が決定しない場合は、継続して価格交渉をするものとする。その場合は、価格決定後、期首から遡及処理をおこなうこととする。

5. 納入方法

当院薬剤部からの発注に基づき、所定の場所に納入すること。

6. 物品検査

納入時に契約業者立会いのもとに、当院担当者が実施。

検査の結果、不合格の医薬品があったときは、当院が指定する期日までに代替品を納入しなければならない。

7. 要求水準

契約期間にわたる当該業務の実施に関し、当該契約の相手側は下記の事項を適正に実施しなければならない。また、当該契約の相手側は、安定かつ継続的に当該業務を推進できる体制及び能力を備え、関連業務にかかる十分な実績を有していること。

(1) 基本事項

- ①医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。
- ②業務パートナーとして、各医療機関の立場に立った業務運営ができること。
- ③各医療機関の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減等による経営改善に貢献できること
- ④医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。
- ⑤当該業務について、支障なく開始できるよう準備を進め、令和3年4月1日から適性に業務を開始できること。
- ⑥当院向けの営業担当を設定し、定期訪問をすること。

(2) 調達に係わる事項

- ①当該調達物品を確保し、確実に当院指定の場所に納品できること。
- ②緊急の納品に対しては、発注後2時間以内に納入に応じることができること。
- ③各医療機関が必要とする薬品並びに新たに必要とする薬品の調達に対応できること。
- ④新規薬品の場合は、納入後2日以内に当院指定の新規登録マスタを作成して、提出すること。
- ⑤病院が行う価格交渉に応じ、診療報酬改定等の社会情勢の変化を踏まえた、適正な価格で納入できること。
- ⑥欠品・不具合などのクレームに迅速かつ誠実な報告、代替品の提案などの対応を行うこと。

(3) 納品に係る事項

- ①病院の指定する日時に、必要数量を確実に納品すること。
- ②大規模事故、災害時の緊急時に当院が必要とする薬品を迅速に納品できること。

(4) その他の事項

- ①当院の業務改善につながる提案を行うこと。